

# 選挙運動費用の公費負担制度

## 契約書参考例（記載例）

※書式はあくまで参考に留まり、契約内容は当事者の責任となります。

※記載内容は公費負担制度で用いられているものに準拠し、参考では、主として選挙公営に関する項目例を中心に記載しています。

※契約不履行の場合等の契約一般に規定される項目についても、必要に応じて別途当事者間で具体的に定めておくのが望ましいと考えます。



選挙運動用自動車使用契約書

選挙候補者

(以下「甲」という。)と

(以下「乙」という。)とは、甲が令和 年 月 日執行(予定)の飛驒市長(飛驒市議会議員)選挙の選挙運動のために使用する自動車の使用について、次のとおり契約する。

1 使用目的

公職選挙法に定める選挙運動用自動車として使用する。

2 使用車種及び登録番号

3 契約期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

4 契約金額 金 円 (内訳 1日につき 円(税込) x 日間)

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により飛驒市に帰属することにならない限りにおいて、乙は、飛驒市議会議員及び飛驒市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例に基づき飛驒市に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が飛驒市に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により飛驒市に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 選挙候補者
住所
氏名
乙 住所
名称
代表者

収入  
印紙

選挙運動用自動車使用契約書(例：ハイヤー方式)

業者等の名  
称を記入

選挙候補者 飛驒 太郎 (以下「甲」という。)と 当選タクシー(株)  
(以下「乙」という。)とは、甲が令和〇年〇月〇日執行(予定)の飛驒市  
長(飛驒市議会議員)選挙の選挙運動のために使用する自動車の使用に  
ついて、次のとおり契約する。

候補者氏名(戸  
籍名)を記入

1 使用目的

公職選挙法に定める選挙運動用自動車として使用する。

2 使用車種及び登録番号 (車名など) (車両ナンバー)

3 契約期間 令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日

実際の借上期間。(公  
費負担は選挙運動期  
間の7日間のみ)

4 契約金額 金 〇〇〇〇〇〇 円  
(内訳 1日につき 〇〇〇〇〇 円(税込) × 〇日間)

公営の限度額は  
64,500 円(税込)/日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により飛驒市に帰属することにならない限りにおいて、乙は、飛驒市議会議員及び飛驒市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例に基づき飛驒市に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が飛驒市に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により飛驒市に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 〇年〇月〇日

契約は告示日前でも  
できます。

甲 選挙候補者  
住所 飛驒市〇〇町〇〇番地  
氏名 飛驒 太郎 印  
乙 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地  
名称 当選タクシー(株)  
代表者 代表取締役 当選 次郎 印

## 選挙運動用自動車賃貸借契約書

選挙候補者

(以下「甲」という。)と

(以下「乙」という。)とは、甲が令和〇年〇月〇日執行(予定)の飛驒市長(飛驒市議会議員)選挙の選挙運動のために使用する自動車の賃貸借について、次のとおり契約する。

### 1 使用目的

甲は、飛驒市議会議員及び飛驒市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例に基づき、選挙運動のための自動車として使用する。

### 2 使用車種及び登録番号

3 契約期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

4 契約金額 金 円  
(内訳 1日につき 円(税込) × 日間)

### 5 使用上の義務等

甲は、法令に従い当該自動車を運行する義務及び乙の定める約款に従う義務を負う。

### 6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により飛驒市に帰属することにならない限りにおいて、乙は、飛驒市議会議員及び飛驒市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例に基づき飛驒市に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が飛驒市に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により飛驒市に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

### 7 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 選挙候補者

住 所  
氏 名

乙 住 所  
名 称  
代表者

# 選挙運動用自動車賃貸借契約書

業者等の名称を記入

選挙候補者 飛驒 太郎 (以下「甲」という。)と当選自動車(株) (以下「乙」という。)とは、甲が令和〇年〇月〇日執行(予定)の飛驒市長(飛驒市議会議員)選挙の選挙運動のために使用する自動車の賃貸借について、次のとおり契約する。

候補者氏名(戸籍名)を記入

## 1 使用目的

甲は、飛驒市議会議員及び飛驒市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例に基づき、選挙運動のための自動車として使用する。

## 2 使用車種及び登録番号 (車名、車両ナンバー)

実際の借上期間となります。(公費負担はうち選挙運動期間の7日間のみ)

## 3 契約期間 令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日

## 4 契約金額 金 \*\*\*\*\* 円

(内訳 1日につき \*\*\*\*\*円(税込) × \* 日間)

公営の限度額は  
16,100円(税込)/日

## 5 使用上の義務等

甲は、法令に従い当該自動車を運行する義務及び乙の定める約款に従う義務を負う。

## 6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により飛驒市に帰属することにならない限りにおいて、乙は、飛驒市議会議員及び飛驒市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例に基づき飛驒市に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が飛驒市に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により飛驒市に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

## 7 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

契約は告示日前でも  
できます。

甲	選挙候補者	
住 所	飛驒市〇〇町〇〇番地	
氏 名	飛驒 太郎	印
乙 住 所	〇〇市〇〇町〇〇番地	
名 称	当選自動車(株)	
代表者	代表取締役 当選 三郎	印

## 選挙運動用自動車燃料供給契約書

選挙候補者

(以下「甲」という。)と

(以下「乙」という。)とは、甲が令和〇年〇月〇日執行(予定)の飛驒市長(飛驒市議会議員)選挙の選挙運動のために使用する自動車の燃料供給について、次のとおり契約する。

1 供給する期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

2 供給場所  
所在地  
名称

3 供給を受ける自動車の車種及び登録番号

4 契約金額 金 円  
(単位1リットルあたり 円(税込)とし、期間中の供給総量に単価を乗じて得た金額とする。)

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により飛驒市に帰属することにならない限りにおいて、乙は、飛驒市議会議員及び飛驒市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例に基づき飛驒市に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が飛驒市に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により飛驒市に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 選挙候補者

住 所

氏 名

乙 住 所

名 称

代表者



選挙運動用自動車燃料供給契約書

候補者氏名（戸籍名）を記入

選挙候補者 飛驒 太郎（以下「甲」という。）と当選石油(株)（以下「乙」という。）とは、甲が令和〇年〇月〇日執行（予定）の飛驒市長（飛驒市議会議員）選挙の選挙運動のために使用する自動車の燃料供給について、次

業者等名称を記入

1 供給する期間 令和〇年〇月〇日 ～ 令和〇年〇月〇日

2 供給場所

所在地 飛驒市〇〇町〇〇\*\*番地

名称 当選石油(株)

選挙運動期間中になります。

3 供給を受ける自動車の車種及び登録番号

53,900 円が公営限度額になります。

4 契約金額 金 \*\*\*\* 円

（単位1リットルあたり \*\*\* 円（税込）とし、期間中の供給総量に単価を乗じて得た金額とする。）

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により飛驒市に帰属することにならない限りにおいて、乙は、飛驒市議会議員及び飛驒市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例に基づき飛驒市に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が飛驒市に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により飛驒市に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

契約は告示日前でもできます。

甲	飛驒市〇〇町〇〇番地	
氏名	飛驒 太郎	印
乙住所	〇〇市〇〇町〇〇番地	
名称	当選石油(株)	
代表者	代表取締役 当選 四郎	印

## 選挙運動用自動車運転手契約書

選挙候補者

(以下「甲」という。)と

(以下「乙」という。)とは、甲が令和〇年〇月〇日執行(予定)の飛驒市長(飛驒市議会議員)選挙の選挙運動のために使用する自動車の運転について、次のとおり契約する。

1 業務内容

公職選挙法に定める選挙運動用自動車の運転

2 契約期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3 運転する車の車種及び登録番号

4 契約金額 金 円  
(内訳 1日につき 円× 日間)

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により飛驒市に帰属することにならない限りにおいて、乙は、飛驒市議会議員及び飛驒市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例に基づき飛驒市に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が飛驒市に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により飛驒市に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 選挙候補者

住 所  
氏 名

乙 住 所  
名 称

## 選挙運動用自動車運転手契約書

選挙候補者 飛驒 太郎 (以下「甲」という。) と 当選 次郎 (以下「乙」という。) とは、甲が令和〇年〇月〇日執行(予定)の飛驒市長(飛驒市議会議員)選挙の選挙運動のために使用する自動車の運転について、次のとおり契約する。

候補者氏名(戸籍名)を記入

運転手氏名を記入

### 1 業務内容

公職選挙法に定める選挙運動用自動車の運転

2 契約期間 令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日

選挙運動期間中となります。

3 運転する車の車種及び登録番号 (車名、車両ナンバー)

公営限度額は、12,500円/日です。

4 契約金額 金 \*\*\*\* \* 円

(内訳 1日につき \*\*\*\* \* 円 × \* 日間)

### 5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により飛驒市に帰属することにならない限りにおいて、乙は、飛驒市議会議員及び飛驒市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例に基づき飛驒市に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が飛驒市に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により飛驒市に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

### 6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

契約は告示日前でも  
できます。

甲	選挙候補者
	飛驒市〇〇町〇〇番地
氏名	飛驒 太郎 印
乙住所	〇〇市〇〇町〇〇番地
氏名	当選 次郎 印

収入  
印紙

## 選挙運動用ビラ作成契約書

選挙候補者

(以下「甲」という。)と

(以下「乙」という。)とは、令和 年 月

日執行(予定)の飛驒市長(飛驒市議会議員)選挙において甲の使用する選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約する。

1 作成枚数 \_\_\_\_\_ 枚  
規 格 \_\_\_\_\_ cm× \_\_\_\_\_ cm  
納 期 限 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

2 契約金額 金 \_\_\_\_\_ 円  
(単価 \_\_\_\_\_ 円(税込) × \_\_\_\_\_ 枚)

### 3 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により飛驒市に帰属することにならない限りにおいて、乙は、飛驒市議会議員及び飛驒市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例に基づき飛驒市に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が飛驒市に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により飛驒市に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

### 4 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 選挙候補者

住 所  
氏 名

乙 住 所  
名 称  
代表者

収入  
印紙

選挙運動用ビラ作成契約書  
候補者氏名（戸籍名）を記入

選挙候補者 飛驒 太郎（以下「甲」という。）と 当選印刷株  
（以下「乙」という。）とは、令和〇年〇月

〇日執行（予定）の飛驒市長（飛驒市議会議員）選挙において甲の使用する選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約する。  
業者等名称を記入

1 作成枚数 〇〇〇〇 枚  
規 格 〇〇 cm× 〇〇 cm  
納 期 限 令和 〇年 〇月 〇日

告示日前でも可ですが、契約日以降になります。

実際に印刷する枚数を記入します。  
市長：16,000枚（公営限度枚数）  
市議 4,000枚（公営限度枚数）

2 契約金額 金 \*\*\*\*\*円  
(単価 \*円(税込) × \*\*\*\*\*枚)

公営の限度額は1枚当たり税込み7円73銭

長さ 29.7cm × 幅 21cm を超えないもの

3 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により飛驒市に帰属することにならない限りにおいて、乙は、飛驒市議会議員及び飛驒市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例に基づき飛驒市に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が飛驒市に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により飛驒市に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

4 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 〇年 〇月 〇日

契約は告示日前でもできます。

甲 選挙候補者  
飛驒市〇〇町〇〇番地  
氏 名 飛驒 太郎 印  
乙 住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地  
名 称 当選印刷株  
代表者 代表取締役 当選 五郎 印



選挙運動用ポスター作成契約書

選挙候補者

(以下「甲」という。)と

(以下「乙」という。)とは、令和〇年〇月

〇日執行(予定)の飛驒市長(飛驒市議会議員)選挙において甲の使用する選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約する。

1 作成枚数 \_\_\_\_\_ 枚  
規 格 \_\_\_\_\_ c m × \_\_\_\_\_ c m  
納 期 限 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

2 契約金額 金 \_\_\_\_\_ 円  
(単価 \_\_\_\_\_ 円(税込) × \_\_\_\_\_ 枚)

3 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により飛驒市に帰属することにならない限りにおいて、乙は、飛驒市議会議員及び飛驒市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例に基づき飛驒市に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が飛驒市に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により飛驒市に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

4 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

甲 選挙候補者

住 所  
氏 名

乙 住 所  
名 称  
代表者

収入印紙

選挙運動用ポスター作成契約書

候補者氏名(戸籍名)を記入

選挙候補者 飛驒 太郎 (以下「甲」という。)と 当選印刷(株) (以下「乙」という。)とは、令和 年 月 日執行(予定)の飛驒市長(飛驒市議会議員)選挙において甲の使用する選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約する。

業者等名称を記入

- 1 作成枚数 〇〇〇 枚
- 規格 〇〇 cm × 〇〇 cm
- 納期限 令和 〇年 〇月 〇日

実際に印刷する枚数を記入します。174枚が公営の限度枚数

- 2 契約金額 金 (単価 円 (税込) × 枚)

告示日前でも可ですが、契約日以降になります。

長さ 42cm × 幅 30 cm 以内

公営の限度額は、1枚当たり税込み〇〇円。

- 3 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により飛驒市に帰属することにならない限りにおいて、乙は、飛驒市議会議員及び飛驒市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例に基づき飛驒市に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が飛驒市に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第 93 条の規定により飛驒市に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

- 4 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和〇年 〇月 〇日

契約は告示日前でもできます。

甲 選挙候補者  
 住所 飛驒市〇〇町〇〇番地  
 氏名 飛驒 太郎 印

乙 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地  
 名称 当選印刷(株)  
 代表者 代表取締役 当選 五郎 印

《参考資料》

○公費負担契約の印紙税法適用について

			<p>印紙税法別表第 1</p> <p>1 - 4 運送に関する契約書</p> <p>1 万円以上 10 万円以下のもの 200 円</p> <p>10 万円超 50 万円以下のもの 400 円</p> <p>50 万円超 100 万円以下のもの 1,000 円</p>
選挙運動 用自動車	ハイヤー方式	自動車借 入	物品の貸し借りは印紙税法の対象外
		燃料供給	単価契約は 3 ヶ月以内は印紙税法の対象外
		運転手雇 用	雇用契約であれば印紙税法の対象外 ただし、運転手が運送業の個人事業主であ れば、上記「印紙税法別表第 1 1 - 4 運 送に関する契約書」に該当する
ポスターの作成			<p>印紙税法別表第 1</p> <p>2 請負に関する契約書</p> <p>1 万円以上 100 万円以下のもの 200 円</p>
ビラの作成			<p>印紙税法別表第 1</p> <p>2 請負に関する契約書</p> <p>1 万円以上 100 万円以下のもの 200 円</p>



